

受付番号※	
-------	--

入学時・二年次授業料減免申請書

記載年月日：令和 年 月 日

下記の内容に相違のないことを誓約し、授業料減免を申請いたします。
 ついては、申請にあたり虚偽のあった場合は、減免対象者から除外されること、又、授業料払込後に申請の虚偽が判明したときは、追徴金として減免相当額を納付することを承知いたします。

1 申請者に関する基本情報

学籍番号		専攻		年	
フリガナ			電 話		
申請者氏名			印		
申請者 現住所	(〒 -)				
フリガナ			申請者との続柄	電 話	
主たる 家計支持者 氏名					
主たる 家計支持者 現住所	(〒 -)				
フリガナ			申請者との続柄	電 話	
保護者 又は保証人 氏名			印		
保護者 又は保証人 現住所	(〒 -)				

※1 主たる家計支持者と保護者又は保証人が同一の場合は、保護者又は保証人の現住所、電話は記入しなくてよい。

2 家計を同一にする家族の状況

氏名	続柄	年齢	職業（勤務先）又は学校名、学年	おおよその年間所得額	同居・別居の別
				円	同居・別居
				円	同居・別居
				円	同居・別居
				円	同居・別居
				円	同居・別居
				円	同居・別居
				円	同居・別居

※2 本人も含めて記入する。※3 年齢、勤務先は、記載日現在での状況を記入する。※4 おおよその年間所得額には、パート、アルバイト、正職員等に関わらず200,000円以上の所得があれば記入する。同居・別居の別には、○を付ける。

3 奨学金等貸与の状況 必要に応じて○や数字を記入してください。

①国の修学新支援制度	給付、減免の対象となっているか。(なっている ・ なっていない)	
②日本学生支援機構の奨学金の貸与	無 ・ 有 (一 ・ 二 種)	月額 円
③群馬県保育士就学資金貸付制度	利用しているか。(利用している ・ 利用していない)	
④その他の機関からの 授業料等の借入	借入機関名	
	借入総額	円

「奨学金等貸与の状況」の記入上の注意

※5 各欄の該当項目に○を付ける。※6 総額とは、入学から卒業までの間の貸与、給付、借り入れの合計額を示す。

4 申請の理由

※7 家族の家計状況の詳細、健康状態や加療、介護、**感染症の流行に伴う家計の急変**等、減免にあたり考慮が必要な事柄があれば具体的に記入をする。感染症の流行に伴う家計急変が、理由となり採用となった場合は、下記書類の他に、収入の減額を証明するために数か月分の給与明細の写し等を提出してもらった場合がある。

5 家計支持者の所得の種類と添付書類

主たる家計支持者の所得の種類	添付書類
・ 給与所得者の方	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票 (令和元年分)
・ 給与所得以外の方	<input type="checkbox"/> 確定申告書等の写し (令和元年分 税務署の収受印のあるもの、または、メールの受信記録通知の添付のもの)
・ 給与所得に加え給与所得以外の所得のある方	<input type="checkbox"/> 確定申告書等の写し (上記と同じ) <input type="checkbox"/> 源泉徴収票 (上記と同じ)
・ 上記3項目以外の所得等の場合	<input type="checkbox"/> 市町村の発行する所得証明 (平成30年分)

上記に示された書類を申請者の都合で変更することは出来ません。添付書類が何らかの事情で整わない場合は、担当課(教務課、入試課)にお問い合わせください。

5 減免の方法

(1) 4月に授業料一括納入をした者

減免決定通知後、100,000円を申請時に希望した口座に振り込むことで還付する。ただし、手数料は受領者が負担する。

(2) 4月に授業料分納とした者は、以下の①、②から減免方法を選択する。

- ① 減免決定通知後、4月納入の授業料の減免額にあたる50,000円を申し出た口座に振り込むことで還付をする。また、減免額残金の50,000円は、10月20日までに納入する授業料から差し引いた(310,000円)を納入する。ただし、4月分の還付を受ける際に発生する手数料は受領者が負担する。
- ② 減免決定通知後、4月納入の授業料の減免額の還付は受けず、10月納入分の授業料から減免額100,000円を差し引いた額(260,000円)を納入する。手数料は発生しない。
- ③ 減免対象者には、振り込み先等確認の連絡を別途します。

希望する減免方法に○を付ける。

①	・	②
---	---	---

- ・ 別紙実施要項の提出期限を厳守のこと。期日を過ぎての申請は、受理しない。
- ・ 国の新就学支援制度の対象者・委託訓練生・専門教育訓練給付金利用者は、本制度を利用できません。